

# 人ある限り人権を No.8



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画振興部人権局

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : [jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp](mailto:jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp)

## 人権侵害救済法、ヘイトスピーチ規制法など

### 人権を保障する制度の確立を

2015年度部落解放・人権政策確立要求第一次中央集会在五月二十日（水）東京・衆議院第一議員会館大会議室で開催され、全国各地から約三〇〇人が参加。鳥取県からは、山下一郎琴浦町長、竹内敏朗江府町長をはじめ境港市、若桜町、智頭町、北栄町、伯耆町、日南町の教育長など自治体関係者、解放同盟の関係者

など二十二人が参加した。冒頭の組坂繁之中央実行委員会副会長の開会あいさつでは、今年は敗戦から七十年、同和対策審議会「答申」五十年、「部落地名総鑑」事件発覚四十年、人権教育・啓発推進法制定十五年の節目の年である。しかし、人権問題は時代とともに形を変え、その内容は深刻化している。政府は

昨年も国連から厳しい対応を求める勧告を受けている。しかし、国会での人権問題に対する対応は極めて不十分である。この後の国会議員要請行動で人権侵害救済法やヘイトスピーチの規制法などその必要性を強く訴えようという挨拶があった。

また、西島藤彦事務局長からは、超党派議連でヘイトスピーチ規制法案が検討されもう間もなく国会に提出されようとしている。また、一七府県議会をはじめ一〇一の自治体で意見書が採択されている。国連勧告を生かし、多くの人々と協働で人権侵害救済制度の政治責任、政府責任、国際的責務をしっかりと訴え、パリ原則にもとづく人権委員会の設置など人権の法制度の確立をめざさそうという基調提案があった。

集会後は、法務省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省との交渉が行われるとともに、地方6団体への要請行動、衆参国会議員への要請行動（鳥取県実行委員会とは県内選出国會議員、秋田県選出国會議員十一人に要請）が行われた。



2015/05/20



2015/05/20

部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会（2015年5月20日：東京）

# 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第31回総会・学習会



## 差別禁止法・人権侵害救済法の制定をめざそう

### 悪質な差別・人権侵害をSTOP!



石田耕太郎会長

り組むことが確認された。

総会後の学習会では、2003年から東京を中心に発生した「連続大量差別投書事件」の代表刑事告訴人である浦本蒼至史さんを講師に迎え講演会を行った。浦本さんからは、

史上最悪と言える差別投書事件の内容とともに、犯人が裁判で実際に「被害者はまったく知らない相手であるにもかかわらず、絶対に殺そうと思った」などとするおそろべき内容が語られた。エリート意識を持つ犯人が就職もできないことで強いストレスを感じ、その解消のために投書という行為を行った。このような行為を現行の法律では止めることもできないし、被害者の救済もできない。差別禁止法や人権侵害救済法の必要性を強く訴えられた。

(倉吉市長) は、差別禁止法や人権侵害救済法の制定は、現政権の下では非常に厳しい状況にあるが、力を合わせて、継続した取り組みを続けることを参加者に訴えた。

総会では、昨年度の事業として、二度開催された中央行動には鳥取県実行委員会から毎回二〇人以上が参加し鳥取県、秋田県選出国會議員への要請行動を行っているとともに、春の中央行動では、法務省との交渉に代表者が参加し、インターネット上に掲載されたままとなっている同和地区の地図がグーグルストリートビューや電話帳情報とリンクされる

ことよって、身元調べ等に悪用される危険性が益々高まっている現状を強く訴えたことが報告された。学習会の取り組みでは、ヘイトスピーチをテーマに京都朝鮮第一初級学校差別街宣事件で弁護士事務局長を務められた富増四季(とみまさしき) 弁護士を招いた講演会など、昨年度の事業報告・決算報告がありました。そして、今もなおヘイトスピーチや戸籍謄本等の大量不正取得事件、インターネット上に掲載されている同和地区の地図など確信的差別行為が発生している現状を踏まえ、差別禁止法と人権侵害救済法制定に向け差別事件の現状と課題を広く県民に訴えるための啓発活動の強化などを盛り込んだ新年度事業計画・予算が承認され、今後も継続した活動に取

2015年五月十五日午後から、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第三十一回総会と学習会が倉吉未来中心で開催され、県内各地から自治体や同盟関係者約二〇〇人の参加者があった。

開会あいさつで石田耕太郎会長



浦本蒼至史さん

## インターネットを

### 悪用した差別情報

グーグルマップを悪用した同和地区の地図は2009年九月から公開され、様々な行政機関や運動体などによって削除要請が今現在も行われているが鳥取県や大阪府、滋賀などの地図が現在も公開されたままとなっている。

この地図によって、ネット上に「同和地区の場所を教えてほしい」という悪意を持った書き込みがあれば同時に地図のアドレスが貼られコピーされることで地図情報が拡散されている問題がある。また、地図の内容は益々悪質化し、カメラで撮影された道路沿いの風景画像が閲覧できるグーグルストリートビューのサービスを悪用し、同和地区の地図とグーグルストリートビューが同時に閲覧できるようにになっている。

地図に特定された建物や家屋が写真画像によってピンポイントで把握されるとともに、周辺の住宅や街並み、個人の家一軒一軒が把握されることとなっている。さらに、NTT



の電話帳情報をネット上に公開し電話帳情報を閲覧できるようにしている。

地図情報と電話帳情報、写真画像情報が一緒にになり、極めて配慮を要する同和地区の情報がインターネット上に丸裸でさらされることで、差別に悪用される危険性が高まっている。そして、電話帳に掲載されている多くの人々の個人情報も同時にさらされていることで、身元調べ等に悪用される危険性が益々大きくなっている。

## ヘイトスピーチ

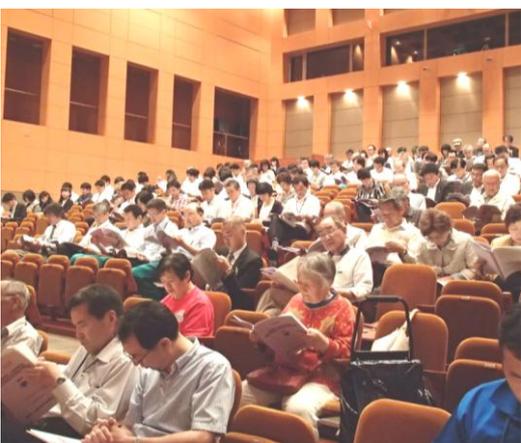
東京、大阪など各地で「韓国・朝鮮人を殺せ」、「在日は出ていけ」、「エッタ出てこい、どエッタ」などと被差別当事者を罵倒する差別街宣、ヘイトスピーチ（憎悪表現・差別扇動）が繰り返され大きな社会問題となっている。国内には、差別を禁止する法律や人権侵害の被害者を救済する法律がない中でこのような問題が放置された状態となっている。

このような状況の中で、昨年十二月九日、京都朝鮮第一初級学校（現・京都朝鮮初級学校）を運営する京都朝鮮学園が「在日特権を許さない市民の会」（在特会）を相手に名誉棄損、損害賠償などを求めたヘイトスピーチ訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷は在特会側の上告を棄却する決定を出した。

「在日朝鮮人を排除し、日本人や他の外国人と平等の立場で人権を享有することを妨害した人種差別で、社会的偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為」と指摘し、街頭宣伝活動を人種差別と認定、約一二

二六万円の損害賠償と学校から半径二〇〇メートル以内の街宣活動の禁止などを命じた1審、2審判決が確定した。

また、水平社博物館の裁判でも在特会は、慰謝料の支払いを命じられており、裁判では学校に通う子どもや保護者、教職員、博物館の職員が具体的な被害者であることが認められ有罪が確定している。しかし、在特会は今現在も学校から二〇〇メートル以上離れた京都の繁華街でヘイトスピーチを繰り返しています。ヘイトスピーチが不特定多数に向けられた場合このような行為が止められないという大きな課題があります。



## 戸籍謄本等の不正取得事件と

### 本人通知制度

戸籍謄本等の不正取得事件に歯止めをかけるため、全国で導入が進められている本人通知制度は、現在五四〇を超える市町村で導入（埼玉、京都、香川、鳥取、山口、大分、大阪の7府県では全市町村）されている。不正取得を行ったあるグループは「本人通知制度を導入している市町村からは取るな」と申し合わせているなど、身元調査・犯罪の防止に効果を上げている。

各地で登録者拡大に向けて、人権研修会参加者の登録申込書を預かり申請する方法や同一世帯であれば代表者が代理登録できる運用、市役所「窓口でのチラシ配付と説明、回覧板にチラシと申込書を添付するなど」の取り組みが進められている。

また、登録期間を3年から5年に延長、本人が取り消すまで有効にする要綱の改正など市民の側に立った制度の改正、そして、委任状の偽造による不正取得防止のため、登録型本人通知制度のほかに、全市民対象

の委任状通知制度を導入した市町村や法務局の通知で不正取得が判明した場合の本人告知（被害告知）制度、本人通知には最初から八士業の名前・事務所を記載するなど工夫した取り組みが行われている。

本人通知制度の登録者の拡大を進めるために市民の側にたった制度の改正を行うとともに、「戸籍法」「住民基本台帳法」の改正を視野に入れ取り組んで行かなければならない。

### 法制定をめぐる情勢

社会問題化しているヘイトスピーチを人種差別と認めた最高裁判定をうけて、国による法規制などを求める意見書の採択が鳥取県をはじめとする地方議会でも相次いでいる。また、国連の自由権規約委員会と人種差別撤廃委員会から日本政府に対して、ヘイトスピーチへの厳しい処罰を含めた対策を求める勧告が出されている。

本年2月の衆議院予算委員会でもこの問題が取り上げられ、安倍

首相はヘイトスピーチに対して「極めて不愉快、不快で残念。発言は日本をおとしめることにつながる」と発言。その対策については、「現行法の適用のほか、啓発活動により差別の解消につなげていくことが重要」と述べた。新規の立法措置については、「個々の具体的事案の具体的状況を検討する必要があり、一概にいうことは困難だ。立法措置は各党の検討や国民的議論の深まりを踏まえて考えたい」と慎重な姿勢を示している。

私たちの常識を覆す確信的差別行為が行われており、今も誰かの人権が脅かされ、また、本人が知らない中で差別が行われる行為に歯止めをかけるために、悪質な差別や人権侵害を禁止し、被害者の救済を迅速・円滑に行う実効性のある法制度の早急な確立を国に強く求めているかなければならない。現状では、差別禁止法や人権侵害救済法制定に向け状況は厳しいが、現在もヘイトスピーチ

やインターネット上における被差別部落の地図が公開されている問題、差別落書、同和地区を問い合わせる事象など重大な差別や人権侵害が発生している現状を踏まえ、粘り強く法制定に向け運動を継続していかなければならない。

## 2015年度

### 鳥取県実行委員会 今後の活動予定

#### 2015年度部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会（東京）

日時 2015年10月下旬頃

午後一時～中央集会

午後二時三〇分～

国会議員要請行動等

#### 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会2015年度学習会

日時 2016年2月頃

午後一時～役員会

午後一時四〇分～学習会

会場 倉吉市内

